

特定非営利活動法人 わっこ谷の山福農林舎 会員規程

この会員規程（以下「本規程」という）は、特定非営利活動法人わっこ谷の山福農林舎（以下「当法人」という）と、当法人の会員（以下「会員」という）との関係に適用する。入会申込を行った時点で、本規程を承認したものとす。

（目的）

第1条 本規程は、特定非営利活動法人わっこ谷の山福農林舎定款第3章「会員」に関する条文の運用及び会員の権利と義務等について定める。

（性格）

第2条 会員は、定款に定められた目的、事業内容を認識し、活動・事業・財政の支えとなるとともに、定款第3条の目的の実現に努めるものとする。

（会員の定義）

第3条 会員とは、当法人の全ての種類の会員の総称とする。

2. 正会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動及び事業を推進する個人の会員をいう。

3. 準会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動への参加および利用する個人の会員をいう。

4. 賛助会員とは当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動を援助する個人及び団体の会員をいう。

（入会申込）

第4条 入会の申込をする場合は、第5条に規定された入会金、年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に提出する。

（入会金および年会費）

第5条 入会金および年会費は次のように定める。

会員種別	入会金	年会費	備考
正会員（個人）	1,000円	10,000円	議決権有
準会員（個人）	1,000円	3,000円	議決権無
賛助会員（個人）	なし	2,000円／口	一口以上
賛助会員（非営利組織）	なし	5,000円／口	一口以上
賛助会員（営利組織）	なし	10,000円／口	一口以上

2. 前項でいう非営利組織は自治会、任意団体、NPO法人、社会福祉法人、公益社団・財団法人、一般社団、財団法人、医療法人、学校法人、研究・教育機関をいい、営利組織は株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社をいう。

3. 入会月に応じて、年会費は月割計算になることがある。その場合は当法人より年会費入金額を明示することとする。

4. 入会金の支払は原則として会員の指定する口座より自動引き落としとする。ただし以下の方法での支払いも可能とする。

（1）口座振込

金融機関名：松本信用金庫 筑北支店（店番018）

口座番号：0128504

口座名義：トクビ ワッコダニヤマフクノリンシャ

（2）現金による納付

4. 一旦自動引き落とし、および入金された会費の返還はしないものとする。

（入会の成立）

第6条 入会は、第4条に定める入会申込に対して、事務局が入会申込内容と第5条に規定された金額の入金を確認したときに成立する。

(入会申込の拒絶)

第7条 当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込内容に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合

(会員資格の有効期間)

第8条 会員資格の有効期間は当法人決算月末日（毎年3月31日）までとする。

2. 有効期間満了前に当法人より継続のための案内を送付する。その案内に際して退会の申し出がない限り、会費納入を持って会員資格は自動更新とする。

(特典)

第9条 会員は以下に掲げる特典を受けることができる。

- (1) 共通事項
 - ① 会員証の発行
 - ② メーリングリストによる活動、イベント等の告知
 - ③ 会員限定の交流会への参加
- (2) 正会員
 - ① 当法人が主催する講習会、勉強会、その他イベント等への会員価格での参加
 - ② 当法人が提供する事業活動の会員価格での利用
 - ③ 会員自らによる様々な企画等を計画及び実行
- (3) 準会員
 - ① 当法人が主催する講習会、勉強会、その他イベント等への会員価格での参加
 - ② 当法人が提供する事業活動の会員価格での利用
- (4) 賛助会員
 - ① 当法人が主催する講習会、勉強会、その他イベント等への会員価格での参加

(総会による表決権)

第10条 当法人は年1回の通常総会と不定期に開催される臨時総会において、当法人の運営に関する決定を行う。

2. 正会員は当法人の総会における議決権を平等に持つものとする。
3. 準会員、賛助会員は総会における議決権は持たないものとする。

(会員情報の変更)

第11条 会員は入会申込時の登録内容について変更があったときは、速やかにその旨を当法人に通知する。

2. 前項に規定する変更通知のない場合に、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になっても当法人はその責を負わないものとする。

(会員資格の一時停止、除名)

第12条 当法人は会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員の会員資格の一時停止または除名をすることができる。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (2) 当法人、他の会員、第三者の名誉、信用、プライバシー権、パブリシティ権、著作権、その他の権利を侵害した場合
- (3) 本会員規程に違反した場合
- (4) 支払いを遅滞し、支払の催告に応じない場合
- (5) ネットワークビジネス、宗教勧誘又は政治動員を他の会員に対して行った場合
- (6) その他当法人が会員として不適当と判断した場合

2. 除名の決定は、当法人の理事会で議決し、議決に際しては当該会員には弁明する機会を与える。

(退会)

第13条 会員は、当法人に対して書面、電磁的方法により通知することにより、会員の資格を解除し、退会することができる。

2. 解除の効力は当該通知を受理した日時に生じるものとし、日付を過去に遡っての退会は認めないものとする。

3. 本条の規程により、会員資格が解除された場合、一度払い込まれた会費の返還はしない。

(会員資格の喪失)

第14条 会員の次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て、その資格が喪失され、大会となります。

- (1) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (2) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき

(個人会員の資格継承)

第15条 個人の資格で入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失うとともに、第三者への資格継承はできないものとする。

(団体会員の資格継承)

第16条 団体で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面にて当法人に通知する必要がある。

(損害賠償)

第17条 会員が本規程及び本規程に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は当法人が受けた損害を賠償するものとする。

2. 会員資格を喪失した後の場合も前項の規定は継続されるものとする。

(会員規程の変更)

第18条 当法人は運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規程を変更する場合がある。

附則

本規程は、平成31年2月14日から施行する。